

# 結婚新生活支援補助金

## ●補助対象要件

期間：令和4年3月10日まで

次のすべての要件を満たしていること

- ① 令和3年1月1日から令和4年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦であること
- ② 婚姻時の夫婦の年齢がともに満39歳以下であること
- ③ 夫婦の合計所得が400万円未満であること
- ④ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑤ 過去にこの補助金を受けたことがないこと（他市町村での補助含む）
- ⑥ 新婚世帯の2親等以内の親族に対し支払った費用でないこと
- ⑦ 同一世帯全員が暴力団の構成員でないこと
- ⑧ 同一世帯全員が町税等を滞納していないこと
- ⑨ 町が指定する講座またはセミナー等を2回以上受講すること



## ●補助金額（補助率：対象経費の100%）

対象要件	補助金額	申請期間
婚姻時の夫婦の年齢がともに満29歳以下	上限60万円	令和4年3月10日まで
// 満39歳以下	上限30万円	

## ●対象経費（令和3年1月1日～令和4年2月28日までの支払額が対象）

住宅の新築・購入費用、家賃（駐車場代は除く）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越し費用

※家賃は1年間を限度とし、令和4年2月分までが対象。

（令和4年3月分の家賃を令和4年2月中に支払ったものは対象外）

## ●申請時必要書類

- 交付申請書
- 戸籍謄本
- 住民票謄本（本籍地、続柄記載あり）
- 夫婦の所得証明書
- 住宅取得（新築、購入、賃貸）に係る契約書および領収書等の写し
- 町税等の未納がない証明書（満18歳以上の世帯全員分）

- 引越し費用の請求書および領収書等  
（引越し業者による引越しを行った場合）
- 貸与型奨学金の返還額が分かる書類の写し  
（貸与型奨学金を返還している場合）
- 建物の不動産登記事項証明書  
（住宅の新築・購入をした場合）
- 住宅手当支給証明書  
（住宅を借りている場合）
- 退職証明書（所得証明書に所得額が記載されている人で、申請時点で無職の場合）

※ 申請時点で町税等（保育料、使用料等）に未納がある場合は、申請受付できません。

## ●その他

次の場合は、補助金を返還していただきます。

- ① 虚偽の申請、その他不正行為があった場合

問合せ先

南関町役場 まちづくり課

電話：0968-57-8501